

2026年（令和8年）福山市二十歳の集い運営業務委託 仕様書

1 業務名

2026年（令和8年）福山市二十歳の集い運営業務委託

2 業務の目的

福山市二十歳の集いは、「おとなになったことを改めて自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」目的で開催している。

本業務は、2026年（令和8年）福山市二十歳の集いを実施するにあたり、舞台運営、音響・照明機器の使用、映像機器の使用など、高度な技術や豊かな経験が必要となる運営業務について、円滑に実施することを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務場所

ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ（福山市松浜町二丁目1番10号）

(2) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）1月16日まで

(3) 当日式次第（予定）

12:00 開場

13:00 オープニングビデオメッセージ

開会

式典開始（市長挨拶、市議会議長挨拶、誓いのことば）

13:25 舞台転換

13:30 記念行事

・パフォーマンス

・ゲストによるトークショー

14:00 閉会宣言

14:30 閉場

4 業務

(1) 舞台進行管理に関すること。

(2) 式典（記念行事含む）の音響照明の演出効果に関すること。

(3) 会場の設営、舞台セットの設置・制作に関すること。

(4) 式典（記念行事含む）の映像演出に関すること。

なお、感染症等の感染が急速に拡大している場合は、急遽オンライン開催に変更する場合がありますほか、開催を延期する場合があります。

その場合は、福山市と別途協議すること。

5 業務内容

(1) 舞台進行管理に関すること

- ア 実施本部と連絡調整を行い、式典（記念行事含む）の円滑な進行管理を行うこと。
- イ 舞台監督、進行ディレクター等、業務責任者を立て、進行に必要な人員（司会等）を確保し、進行管理を行うこと。
- ウ 実施計画の作成（舞台図面、演出プラン）、演目情報の調整等を行うこと。
- エ 別途指定する日時での本番会場におけるリハーサルを実施すること。
- オ 出演団体あたりの出演時間（出入含む）を考慮し、効果的な舞台転換ができるよう構成すること。
- カ その他、舞台進行管理に関わる事務局から依頼された作業を行うこと。

(2) 式典（記念行事含む）の音響、照明の演出効果に関すること

- ア ステージ運営に必要な音響・照明プランを立て、必要な機材を確保すること。
- イ 進行に必要な音響、照明技術要員を確保すること。
- ウ 会場の音響設備機器（仮設設備含む）を効率よく使用し、式典（記念行事含む）での最大限の効果が得られるよう運用すること。
- エ 使用する音源の収集、とりまとめを行うこと。
- オ その他、音響・照明の演出に関わる事務局から依頼された作業を行うこと。

(3) 会場の設営、舞台セットの設置・制作に関すること

- ア 舞台運営に必要なデザインプランに沿って、大道具、小道具（パンチカーペット、白布、生花、トークショー用机・椅子等）を準備すること。
- イ 会場設営、舞台美術制作、設営、進行、撤去に必要な人員を確保すること。
- ウ 大ホールにて施設のスクリーン、プロジェクターを活用すること。
- エ その他、会場設営、舞台美術に関わる事務局から依頼された作業を行うこと。

(4) 式典（記念行事含む）の映像演出に関すること

- ア 映像演出に必要な機器及び回線を確保すること。
- イ 記念行事について、感染症等の影響により、当該団体又は個人の出演が困難になった場合には、受託者において事前に撮影・編集した動画を大ホールスクリーンへ流すこと。
- ウ 映像演出に必要な人員を確保すること。
- エ 式典開始前や舞台転換時に使用する映像の効果的な運用を行うこと。
- オ 使用する映像の収集、とりまとめを行うこと。
- カ その他、映像演出に関わる福山市から依頼された作業を行うこと。

6 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

8 業務実施上の条件

- (1) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。ただし、開催方法の変更に伴う費用及受託金額を大きく上回る場合の費用については、別途協議する。

9 その他

- (1) 大規模事故若しくは気象警報発生時又は感染拡大など、発注者の判断により、二十歳の集いを延期し、履行期間を変更することがある。その際は、双方協議のうえ必要があると認めるときは、開催予定だった福山市二十歳の集いの延期に伴う費用を検査し、検査に合格した場合はその費用に相当する業務委託料を支払うものとする。